周選管告示第９号

令和３年９月２１日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条の２第１項の規定により、周南市条例（周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例）制定請求代表者北村俊秀から署名簿に署名した者が選挙人名簿に記載されている者であることの証明申請があったので、審査の結果、次のとおりその旨の証明が終了したから、次によって、当該署名簿を関係人の縦覧に供する。

周南市選挙管理委員会

委員長　松　永　勝　芳

１　署名した者の総数　　２，７０７人

うち有効署名と決定したもの　２，６４４

２　縦覧期間　　令和３年９月２２日から２８日までの７日間

毎日午前８時３０分から午後５時まで

３　縦覧場所　　周南市役所　シビック交流センター交流室７